

中川町人・農地プランについて

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和元年10月31日

中川町長 石垣寿聰



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

- ①歌内地区 ②国府地区 ③中川地区 ④誉一地区 ⑤誉二地区 ⑥大富中央地区
⑦大富三地区 ⑧豊里佐久富和地区 ⑨安川地区 ⑩共和地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和元年10月30日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

① 歌内地区	[法人]	個人	1 経営体]
② 国府地区	[法人]	個人	6 経営体]
③ 中川地区	[法人]	2 経営体	個人 2 経営体]
④ 誉一地区	[法人]	個人	2 経営体]
⑤ 誉二地区	[法人]	1 経営体	個人 2 経営体]
⑥ 大富中央地区	[法人]	個人	8 経営体]
⑦ 大富三地区	[法人]	1 経営体	個人 4 経営体]
⑧ 豊里佐久富和地区	[法人]	1 経営体	個人 3 経営体]
⑨ 安川地区	[法人]	1 経営体	個人 3 経営体]
⑩ 共和地区	[法人]	個人	1 経営体]

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが、十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

出し手、受け手の双方の意向を把握した上で必要に応じて農地中間管理機構の事業を活用する。

6. 地域農業の将来のあり方

地域の中心となる経営体にあっては、生産者や地域の自主性の尊重を基本としつつ、農作業・経営の組織化・共同化による生産単位の拡大・省力化技術の普及や農地流動化の推進・公社営事業による生産基盤の整備等による生産コストの低減を基本に、需給動向や地域の実態に即して、土地利用型作物や高収益作物を適切に組み合わせた合理的な土地利用を目指す。

連携する農家においては、農地の貸し付け等の役割が望まれる。